

外来対応医療機関の指定等の継続及び外来対応医療機関確保事業費補助金の三次募集について（周知依頼）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大阪府より別添通知が発出されましたので、情報提供いたします。

同通知は、①外来対応医療機関の指定及び公表の仕組みを当面の間継続すること、②9月29日を期限としていた「外来対応医療機関確保事業費補助金」について三次募集を実施することなどを知らせるものです。

外来対応医療機関未指定の医療機関におかれましては、可能な限り、指定取得に向けたご検討をお願いいたしたく存じます。

貴会におかれましてはご了知いただき、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

1 外来対応医療機関について

(1) 指定申請等の手続きについて

外来対応医療機関の指定、変更、解除の各種申請については、大阪府行政オンラインシステムによりWEBで受け付けています。システムへのログイン方法、申請方法等は、府ホームページをご確認ください。

●大阪府ホームページ：外来対応医療機関の指定等について【医療機関向け】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/gairaitaiouiryokikan.html>



※申請方法の他、外来対応医療機関向けの補助金や啓発資料等の情報を掲載しています。

(2) 外来診療時に係る医科診療報酬点数表に関する特例措置について

新型コロナウイルス感染症の患者又は疑い患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合に算定可能な「外来における対応に係る特例」の取扱いが変更されています。

当該取扱いの変更も踏まえ、A型の指定を受けることについて、積極的にご検討くださいますようお願いいたします。

指定区分	5月8日から9月30日まで	10月1日以降
A型	院内トリアージ実施料（特例） 300点	特定疾患療養管理料（許可病床100床未満の病院）（特例） 147点
B型・準A型 未指定	特定疾患療養管理料（許可病床100床未満の病院）（特例） 147点	夜間・早朝等加算（特例） 50点

- ・ A型：発熱患者等の診療を実施（受入れ患者を限らない）
- ・ 準A型：医療機関が所在する市町村（大阪市は当該区及び隣接する区）の住民に限り、かかりつけ患者でなくとも診療を実施
- ・ B型：かかりつけ患者に限り診療を実施

●大阪府行政オンラインシステム

- ・Google等の検索エンジンで、「大阪府 行政オンラインシステム」でもアプローチ可能です。
(HP内の「申請できる手続き一覧」内、「事業者向け手続き」から手続きをお願いします)
- ・大阪市にも同形式のオンラインシステムがありますためご注意ください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>



2 補助金について

(1) 補助対象となる医療機関について

令和5年4月1日から12月28日までの間に新たに外来対応医療機関（4月1日から5月7日は診療・検査医療機関）の指定を受け、今後、継続して発熱患者等の診療対応を行う保険医療機関
※令和5年3月31日までに診療・検査医療機関の指定を受けた実績がある場合は対象外です。

(2) 補助対象経費について

府ホームページをご確認ください。補助上限額は50万円です。
※一次募集（7月末締切）および二次募集（9月29日締切）の交付を受けた場合、合算した額で上限50万円となります。

(3) 交付のための手続きについて

①交付申請について

大阪府行政オンラインシステムにより、交付申請書をご提出ください。

【提出期限】令和5年12月28日（木）

②実績報告について

事業完了後、大阪府行政オンラインシステムにより、実績報告書をご提出ください。

【提出期限】事業完了日の翌日から起算して30日以内

※大阪府行政オンラインシステムのURLは府ホームページをご参照ください。

※様式のダウンロード及び必要書類等提出方法の確認については府ホームページから行ってください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/gairaikakuho.html>



●問い合わせ先：大阪府コールセンター **06-7178-3567**

※土曜日・日曜日・祝日含む午前8時から午後9時まで